

墨田区有通路条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>墨田区有通路条例</u> <u>（目的）</u> 第1条 この条例は、区有通路の設置、管理及び利用に関し必要な事項を定めることにより、区有通路の適正な管理を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p><u>（定義）</u> 第2条 この条例において「区有通路」とは、一般交通の用に供する道（道路法（昭和27年法律第180号）又は墨田区特定法定外公共物等管理条例（平成29年墨田区条例第 号）の適用を受けるものを除く。）で、区が所有権その他の権原を有するものをいう。</p> <p><u>（私権の制限）</u> 第3条 区有通路を構成する土地及び工作物、物件又は施設（以下「工作物等」という。）については、私権を行使することができない。ただし、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。</p> <p><u>（区長の責務）</u> 第4条 区長は、区有通路を常に良好な状態に維持し、適正な利用が図られるよう努めるものとする。</p> <p><u>（設置）</u> 第5条 一般交通の利便を図るため、区有通路を設置する。 2 区長は、区有通路を設置するときは、あらかじめ議会の議決を経るものとする。区有通路を廃止するときも、同様とする。</p> <p><u>（設置基準）</u> 第6条 区有通路の設置基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 幅員が2.7メートル以上あること。 (2) 起点及び終点が公道その他の公共施設</p>	<p><u>墨田区有通路条例</u> <u>（目的）</u> 第1条 この条例は、<u>墨田区有通路（以下「区有通路」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p><u>（定義）</u> 第2条 この条例において「区有通路」とは、<u>一般通行の用に供される道（道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路を除く。）で当該土地に区が権原を有するものをいう。</u></p> <p><u>（設置）</u> 第3条 <u>一般通行の利便を図るため、区有通路を設置する。</u> 2 <u>区長は、区有通路を設置し、または廃止するときは、あらかじめ議会の議決を経るものとする。</u></p> <p><u>（公示）</u> 第4条 <u>区長は、区有通路を設置し、またはその区域を変更し、もしくは廃止したときは、位置その他必要な事項を公示しなければならない。</u></p> <p><u>（設置基準）</u> 第5条 <u>区有通路の設置基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</u> (1) <u>幅員が2.7メートル以上あるもの。</u> (2) <u>起点および終点が公道その他の公共施設に直接接続するもの。</u> (3) <u>境界が確認されているもの。</u> (4) <u>前各号のほか、区長が定めるもの。</u></p> <p><u>（占用）</u> 第6条 <u>区有通路を占用しようとする者は、区長の許可を受けなければならない。</u> 2 <u>区長は、区有通路の占用につき占用料を徴収する。</u></p>

に直接接続すること。

(3) 境界が確認されていること。

(区域の決定等)

第7条 区長は、区有通路について、幅員、延長及び面積（以下「区域」という。）を定めるものとする。

2 区長は、必要があると認めるときは、前項の規定により定めた区域を変更することができる。

(告示)

第8条 区長は、第5条第1項の規定により区有通路を設置し、前条第1項の規定により区域を定め、若しくは同条第2項の規定により区域を変更し、又は区有通路を廃止したときは、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める事項を告示するものとする。

(台帳)

第9条 区長は、区有通路について、台帳を整備し、及びこれを保管するものとする。

(禁止行為)

第10条 何人も、区有通路に関し、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 区有通路を損傷し、又は汚損すること。

(2) 区有通路に土石、竹木等の物件を堆積し、その他区有通路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(通行の禁止又は制限)

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区有通路の構造を保全し、又は交通に対する危険を防止するため、区間を定めて区有通路の通行を禁止し、又は制限することができる。

(1) 区有通路の破損等の理由により交通が危険であると認めるとき。

(2) 区有通路に関する工事（区有通路の新設、改築又は修繕に関する工事をいう。

3 前項の規定による占用料の額、減免および徴収方法については、墨田区道路占用料等徴収条例（昭和47年4月墨田区条例第12号）の例による。

(禁止行為)

第7条 区有通路で次の行為をしてはならない。

(1) みだりに区有通路を損傷し、または汚損すること。

(2) みだりに区有通路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他区有通路の構造または通行に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(3) 前各号のほか、区有通路の管理上支障があると認められる行為をすること。

(準用規定)

第8条 道路法の適用を受けない道路その他の公共の用に供する土地（その土地の定着物を含む。）のうち、区が当該土地に権原を有し、かつ、区長が特に必要があると認められたものの管理については、第5条の設置基準に適合しないものであっても、第6条及び第7条の規定を準用する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、墨田区規則で定める。

[新設]

[新設]

以下同じ。）のため、やむを得ないと認めるとき。

2 区長は、前項の規定により区有通路の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、禁止又は制限の対象その他規則で定める事項を記載した標識を設置するものとする。

(占用の許可)

第12条 区有通路において占有（区有通路に工作物等を設け、継続して区有通路を使用することをいう。以下同じ。）しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

[新設]

2 区長は、区有通路の管理のため必要があると認めるときは、前項の許可（以下「占有許可」という。）に際し、条件を付すことができる。

(国等の特例)

第13条 国又は地方公共団体が区有通路を占有しようとするときは、前条第1項の規定にかかわらず、あらかじめ区長と協議し、その同意を得れば足りる。

[新設]

(占有物件の維持管理等)

第14条 占有許可を受けた者（以下「占有者」という。）は、設けた工作物等を常に良好な状態に維持し、及び管理しなければならない。

[新設]

2 区長は、占有者に対し、前項の規定による維持管理の状況について必要な報告を求めることができる。

3 占有者は、前項の報告を求められたときは、速やかに当該工作物等の状況を調査し、区長に報告しなければならない。

(占有料)

第15条 占有者は、占有料を納めなければならない。ただし、国又は地方公共団体が区有通路を占有するときは、この限りでない。

[新設]

2 占有料の額、減免及び徴収方法については、墨田区道路占有料等徴収条例（昭和47年墨田区条例第12号）の例による。

(占有者の氏名等の変更)

第16条 占有者は、氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、遅滞なく区長に届け出なければならない。
（権利の譲渡等の制限等）

〔新設〕

第17条 占有者は、占有許可に基づく権利を他人に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ区長の許可を受けたときは、この限りでない。

〔新設〕

2 占有者について、相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後に存続する法人、合併により設立された法人又は分割により占有許可に係る事業を承継した法人は、占有者が有していた占有許可に基づく地位を承継する。

3 前項の規定により地位を承継したものは、その旨を速やかに区長に届け出なければならない。

（原状回復）

第18条 占有者は、区有通路の占有の期間が満了した場合又は占有を廃止した場合は、速やかに区有通路を原状に回復し、区長の確認を受けなければならない。ただし、区長が原状に回復することが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

〔新設〕

（区長以外の者の工事）

第19条 区長以外の者は、区有通路に関する工事又は区有通路の維持（以下「工事等」という。）を行おうとするときは、その工事の設計及び維持の計画について、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

〔新設〕

2 区長は、区有通路の管理又は利用のため必要があると認めるときは、前項の承認（以下「工事等の承認」という。）に際し、条件を付することができる。

（工事原因者に対する工事施行命令等）

第20条 区長は、区有通路に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）により必要を生じた工事等又は区有通路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは区有通路の補強、拡張その他区有通路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生

〔新設〕

じた工事等を、他の工事の執行者又は他の行為の行為者に施行させることができる。

- 2 区長は、他の工事又は他の行為により必要を生じた工事等の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させることができる。

(監督処分)

第21条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、占用許可若しくは工事等の承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は工事若しくは行為の中止、区有通路に存する工作物等の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するために必要な措置を講ずること、若しくは区有通路を原状に回復することを命ずることができる。

[新設]

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく規則若しくは処分に違反している者

(2) 占用許可又は工事等の承認に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段により占用許可又は工事等の承認を受けた者

- 2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占用者又は工事等の承認を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する措置等をとることを命ずることができる。

(1) 区有通路に関する工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。

(2) 区有通路の構造又は交通に著しい支障が生じたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、区有通路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

- 3 区長は、前2項の規定により措置等をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置等を命ずべき者を確知することができないときは、当該措置等を自ら行うことができる。この場合において、区長は、相当の期限を定めて、当該措置等を行うべき旨及びその期限までに当該措置

等を行わないときは、区長が自ら当該措置等を行う旨を、あらかじめ告示するものとする。

4 区長は、前項の規定により工作物等を除却したときは、当該工作物等を保管するものとする。

5 区長は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者に対し当該工作物等を返還するため、規則で定めるところにより、規則で定める事項を告示するものとする。

(違法放置等物件に対する措置)

第22条 区長は、第10条第2号の規定に違反して、区有通路を通行している車両から落下して区有通路に放置された当該車両の積載物、区有通路に設置された看板その他の区有通路に放置され、又は設置された物件（以下この条において「違法放置等物件」という。）が、区有通路の構造に損害を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると認められる場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該違法放置等物件を自ら除却することができる。

[新設]

(1) 当該違法放置等物件の占有者、所有者その他当該違法放置等物件について権原を有する者（以下この条において「違法放置等物件の占有者等」という。）に対し、前条第1項の規定により措置等をとることを命じた場合において、当該措置等をとることを命ぜられた者が当該措置等をとらないとき。

(2) 当該違法放置等物件の占有者等が現場にいないために、前条第1項の規定により措置等をとることを命ずることができないとき。

2 前条第4項及び第5項の規定は、前項の規定により区長が違法放置等物件を自ら除却した場合について準用する。この場合において、同条第4項及び第5項中「工作物等」とあるのは「違法放置等物件」と読み替えるものとする。

3 区長は、前項の規定により読み替えて準用する前条第4項の規定により保管した違法放置等物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定により読み替えて準用する前条第5項の規定による告示の日から起算して3月を経過してもなお当該違法放置等物件を返還することができない場合において、規則で定めるところにより評価した当該違法放置等物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、規則で定めるところにより、当該違法放置等物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

4 区長は、前項の規定による違法放置等物件の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該違法放置等物件を廃棄することができる。

5 第3項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

6 第1項、第2項の規定により読み替えて準用する前条第4項及び第5項並びに第3項の規定による違法放置等物件の除却、保管、売却その他の措置等に要した費用は、当該違法放置等物件の返還を受けるべき違法放置等物件の占有者等の負担とする。

(監督処分に伴う損失の補償)

第23条 区長は、第21条第2項第2号又は第3号の規定による処分に関し、当該処分により損失を受けた者があるときは、その者に対して通常受けるべき損失を補償するものとする。

[新設]

(立入調査)

第24条 区長は、区有通路に関する調査、測量若しくは工事又は区有通路の維持（以下「調査等」という。）のためやむを得ない必要がある場合は、その職員を、調査等に係る区有通路に隣接し、又は近接する他人の土地に立ち入らせることができる。

[新設]

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知するものとする。ただし、あらかじめ通知することが困

<p><u>難な場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</u></p> <p><u>(過料)</u></p>	
<p><u>第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</u></p> <p><u>(1) 第10条の規定に違反した者</u></p> <p><u>(2) 第11条第1項の規定に違反して区有通路を通行した者</u></p> <p><u>(3) 第21条第1項及び第2項の規定による区長の命令に違反した者</u></p> <p><u>(両罰規定)</u></p>	〔新設〕
<p><u>第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科する。</u></p> <p><u>(委任)</u></p>	〔新設〕
<p><u>第27条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</u></p>	〔新設〕

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の墨田区有通路条例（昭和44年墨田区条例第8号。以下「旧条例」という。）の規定により設置されている区有通路については、この条例の施行の日以後は、この条例により設置したものとみなす。

3 この条例の施行の日前に、旧条例の規定により区長に対して行われた許可の申請その他の行為又は区長が行った許可その他の行為は、この条例の相当規定により区長に対して行われた申請その他の行為又は区長が行った許可その他の行為とみなす。この場合の占用料は、第15条第2項の規定にかかわらず、当該許可に係る期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

(墨田区私道整備助成条例の一部改正)

4 墨田区私道整備助成条例（昭和58年墨田区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「（昭和44年墨田区条例第8号）」を「（平成29年墨田区条例第 号）」に改める。

※ 付則第4項の規定による墨田区私道整備助成条例（昭和58年墨田区条例第13号）の一部改正

改 正 案	現 行
<p>(定義) 第2条 この条例において「私道」とは、次の各号に掲げるもの以外の道路で、一般交通の用に供されているものをいう。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>墨田区有通路条例(平成29年墨田区条例第 号)第2条に規定する区有通路</u></p> <p>(3) <u>墨田区特定法定外公共物等管理条例(平成29年墨田区条例第 号)第6条第1項に規定する管理道路</u> (※)</p>	<p>〔同左〕 第2条 〔同左〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>墨田区有通路条例(昭和44年墨田区条例第8号)第2条に規定する区有通路</u></p> <p>(3) <u>前各号のほか、敷地が国、地方公共団体等の所有に属している道路</u></p>

※ 第2条第3号の改正については、墨田特定法定外公共物等管理条例（議案第67号）による一部改正条例を提案中